

国保年金課からのお知らせ

国保年金課 年金係 ☎0738-23-5530

国民年金保険料の「こうのうせいど後納制度」について

お急ぎください！

～過去5年分までの国民年金保険料が納められます～

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある方は、申し込みにより、**平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り**、国民年金保険料を納めることができます。

過去5年とは、納めようとする月前5年以内の期間です。

（例）平成25年7月分の場合→平成30年7月末まで納付可能となります。

過去2年以内の未納分については、これまで通り後納制度を利用しなくても納めることができますので、過去2年以上前から5年以内の国民年金保険料未納分の納付については、この機会に後納制度をご利用ください。なお、**老齢基礎年金を受け取っている方は、後納制度を利用することはできません。**

後納制度で2年以上前の保険料を納付するメリット

- ・将来受け取る年金額を増やすことができます。
- ・納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が、年金受給資格を得られる場合があります。

申込方法 「国民年金後納保険料納付申込書」に必要事項をご記入のうえ、国保年金課 年金係または、お近くの年金事務所に申し込みをしてください。

国民年金保険料の免除・納付猶予申請について

平成30年度分（平成30年7月分～平成31年6月分）の国民年金保険料免除・納付猶予申請の窓口受付を**7月2日（月）**から開始します。

収入の減少や失業等により保険料を納めるのが難しい場合、未納のままにしないで、保険料の納付が免除または猶予される「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きをしてください。

なお、**前年所得（平成29年中の所得）の審査がありますので、所得申告が必要となります。**

※平成29年度分（平成29年7月分～平成30年6月分）の免除申請において、保険料の一部免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）が承認された方や、失業等を申請理由とされた方は、新たに申請書を提出しなくてはなりません。

※学生の方は、この制度を利用できません。「**学生納付特例制度**」をご利用ください。

◇**免除の場合の所得審査対象者** 申請者本人・申請者の夫または妻（別居中を含む）・世帯主

◇**免除の場合の所得基準**

免除の種類	所得基準
全 額 免 除	(扶養親族の数+1) × 35 万円 + 22 万円
4 分 の 3 免 除	78 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半 額 免 除	118 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
4 分 の 1 免 除	158 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

申請年度の前年所得が、左表計算額の範囲内であること。



◇**納付猶予の場合の所得審査対象者** 申請者本人・申請者の夫または妻（別居中を含む）

◇**納付猶予の場合の所得基準** (扶養親族の数+1) × 35万円 + 22万円

平成28年度分の申請から

納付猶予制度の対象年齢が50歳未満に拡大されました。

納付猶予制度の対象者について、平成27年度分の申請までは「30歳未満」となっていましたが、**平成28年度分**の申請から、納付猶予を申請できる年齢が「**50歳未満**」になりました。

平成30年度分についても、引き続き「50歳未満」の方が申請できます。